

果樹園地改植支援事業

なしは改植後の未収益期間が長く、果樹棚を設置しているため改植作業が行いにくいことから、改植が進みにくく、樹体の老化に伴い単位面積あたり収量も減少傾向にある。

そこで、県内果樹産地におけるなし園地の若返りのための部分的な改植に対して支援する。

また、令和5年8月に中国での火傷病発生に伴い、中国からの梨花粉の輸入が停止されたことにより、産地内での花粉確保が緊急的に必要となっている。そのため、花粉採取用の樹を植栽する取組に対して支援する。

●支援の内容

(1) 果樹園地若返り支援対策

- ・なし園地の若返りに必要な改植に係る経費

(2) 花粉供給安定対策

- ・花粉採取用の樹の植栽に係る経費

●事業実施主体

JA等の生産部会、農業者等

●補助率等

(1) 定額 170千円/10a

(2) 定額 2千円/本

(補助上限本数 1樹/10a (生産者ごとの合計栽培面積当たり))

●支援期間 令和4年度～

●補助金の流れ 県→市町又は産地協議会→事業実施主体

●書類の流れ 事業実施主体→市町又は産地協議会→県

※R6から
間接補助事業者
に果樹産地協議会を追加

〔主要要件〕

(1) 果樹園地若返り支援対策

- ・県の振興品種、花粉採取に適した品種（長十郎、新興、松島）又は、産地構造改革計画における奨励品種であること。
- ・受益面積1園地あたり1a以上

(2) 花粉供給安定対策

- ・花粉樹として適した品種であること
(新興、長十郎、松島)

〔期待される効果〕

- ・園地の若返りが進み、単位面積当たり収量が増加することで、生産者の経営安定と、園芸産出額の向上が図られる。
- ・花粉を安定的に供給できることで生産者の経営安定が図られる。



申請締切 10月31日